

## 開発審査会基準第18号

### 社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設（以下「社会福祉施設」という。）のための開発行為又は建築行為で、申請の内容が、自己の業務用のもの（社会福祉施設の一部を他の社会福祉事業を営業者が使用する場合を含む。）で、次の各項に該当するものとする。

- 1 当該施設の設置及び運営が別表に定める基準に適合しているとして、社会福祉施設の許認可権限を有する社会福祉施設担当部局（以下「社会福祉施設担当部局」という。）と十分な連絡調整がとれたものであること。
- 2 別表に掲げる施設のうち、福祉サービスを受ける通所者又は入所者が直接利用する施設であること。ただし、やむを得ず当該施設に附属して設けられる訪問介護ステーション等の社会福祉施設については、この限りではない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するものであること。
  - (1) 近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある場合
  - (2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合
  - (3) 当該施設が提供するサービスの特性から、当該申請地周辺の資源、環境等の活用が必要である場合
- 4 市町村の福祉施策及び都市計画の観点から支障ない旨の所在市町村長の副申書が添付されているものであること。
- 5 開発又は建築を行なうために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

### 付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

#### 附 則

この基準は、平成21年11月12日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成24年9月7日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成27年7月17日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成27年9月18日から施行する。

## 別表

関係法	施設・事業名	設置及び運営基準等	社会福祉施設 担当部局
<b>(第1種社会福祉事業)</b>			
生活保護法	救護施設	保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第66号）	県（地域福祉課）
	更生施設		
	授産施設		
	宿所提供施設		
児童福祉法	乳児院	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第68号）	県（児童家庭課）
	母子生活支援施設		
	児童養護施設		
	情緒障害児短期治療施設		
	児童自立支援施設	児童福祉法に基づく特定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）	県（障害福祉課）
障害児入所施設			
老人福祉法	養護老人ホーム	養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第69号）	県（高齢福祉課）
	特別養護老人ホーム		
	軽費老人ホーム		県（福祉相談センター）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく（指定）障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号、177号）	県（障害福祉課）
売春防止法	婦人保護施設	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第67号）	県（児童家庭課）
<b>(第2種社会福祉事業)</b>			
児童福祉法	障害児通所支援事業	指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第71号）	県（障害福祉課）

障害児相談支援事業	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）	市町村
児童自立生活援助事業	児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）、児童自立生活援助事業実施要綱（平成 10 年 4 月 22 日付け児発第 344 号厚生労働省児童家庭局長通知）	県（児童家庭課）
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日付け厚生労働省令第 63 号）	市町村
子育て短期支援事業	児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）	県（児童家庭課）
乳児家庭全戸訪問事業	乳幼児全戸訪問事業ガイドラインについて（平成 21 年 3 月 16 日付け雇児発第 316001 号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	県（児童家庭課）
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業ガイドラインについて（平成 21 年 3 月 16 日付け雇児発第 316002 号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	
地域子育て支援拠点事業	児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）	県（子育て支援課）
一時預かり事業	児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）	
小規模住居型児童養育事業	児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）、小規模住居型児童養育事業の運営について（平成 21 年 3 月 31 日付け雇児発第 331011 号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	県（児童家庭課）
小規模保育事業	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日付け厚生労働省令第 61 号）	市町村

病児保育事業	病児保育事業の実施について(平成27年7月17日付け雇児発0717第12号)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	県(子育て支援課)
子育て援助活動支援事業	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について(平成27年5月21日付け雇児発0521第14号)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	県(子育て支援課)
利用者支援事業	利用者支援事業ガイドラインについて(平成27年5月21日付け雇児0521第2号)、利用者支援事業の実施について(平成27年5月21日付け雇児0521第1号)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	県(子育て支援課)
助産施設	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛知県条例第68号)	県(児童家庭課)
保育所		県(子育て支援課)※市町村立は各市町村
児童厚生施設	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛知県条例第68号)／児童館の設置運営要綱(平成2年8月7日付け厚生省発児第123号厚生事務次官通知)、標準的児童遊園設置運営要綱(平成4年3月26日付け児育第8号厚生省児童家庭局育成課長通知)／児童館ガイドライン(平成23年3月31日付け雇児発0331第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	県(子育て支援課) ※市町村立は各市町村
児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛知県条例第68号)	県(児童家庭課)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年愛知県条例第 58 号）	県（子育て支援課） ※市町村立は各市町村
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭日常生活支援事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和 39 年厚生省令第 32 号）	県（児童家庭課）
	父子家庭日常生活支援事業		
	寡婦日常生活支援事業		
	母子・父子福祉施設（母子・父子福祉センター・母子・父子休養ホーム）	母子・父子福祉施設設置要綱（平成 26 年 9 月 30 日付け厚生労働省発雇児 0930 第 4 号厚生労働事務次官通知）	
老人福祉法 介護保険法	老人居宅介護等事業（訪問介護）	指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年愛知県条例第 70 号）	県（福祉相談センター）
	同（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）	各市町村の定める条例	市町村
	同（夜間対応型訪問介護）		
	小規模多機能型居宅介護事業		
	認知症対応型老人共同生活援助事業		
老人デイサービスセンター（通所介護）	指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年愛知県条例第 70 号）	県（福祉相談センター）	

	同（認知症対応型通所介護）	各市町村の定める条例	市町村
	複合型サービス福祉事業		
	老人短期入所施設	指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年愛知県条例第 70 号）	県（福祉相談センター）
	老人福祉センター	老人福祉法による老人福祉センター設置及び運営について（昭和 52 年社老第 48 号）	県（福祉相談センター）
	老人介護支援センター	老人（在宅）介護支援センターの運営について（平成 18 年老発第 0331003 号）別紙	県（高齢福祉課）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業	指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年愛知県条例第 72 号）	県（障害福祉課）
	地域活動支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）	市町村
	福祉ホーム	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）	
	一般相談支援事業（地域相談支援事業）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）	県（障害福祉課）
	特定相談支援事業（計画相談支援事業）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）	市町村

身体障害者 福祉法	身体障害者生活訓練 等事業	身体障害者福祉法施行規則(平成 24年厚生労働省令第40号)	県(障害福祉 課)
	介助犬訓練施設	身体障害者補助犬法施行規則(平成 20年厚生労働省令第163号)	
	聴導犬訓練施設		
	身体障害者福祉セン ター	身体障害者社会参加の支援施設の 設備及び運営に関する基準(平成 18年厚生労働省令第169号)	
	補装具製作施設		
	盲導犬訓練施設	同/身体障害者補助犬法施行規則 (平成14年厚生労働省令第127号)	
	視聴覚障害者情報提 供施設	身体障害者社会参加の支援施設の 設備及び運営に関する基準(平成 18年厚生労働省令第169号)	
社会福祉法	隣保館	隣保館の設置及び運営について(平 成14年8月29日付け厚生労働省発 社援第0829002号)別紙「隣保館設 置運営要綱」	県(人権推進 室)
更生保護事 業法	更生保護施設	更生保護施設における処遇の基準 等に関する規則(平成14年法務省 令第37号)	国(名古屋保 護観察所)

## 開発審査会基準第 18 号の運用基準

- 1 基準第 1 項の「社会福祉施設担当部局と十分な連絡調整がとれたもの」とは、計画規模が適正であり、開設見込みが確実であると社会福祉施設担当部局で確認が得られたものであること。
- 2 基準第 3 項第 1 号に規定する「医療施設、社会福祉施設等」とは、次の各号の一に該当するものであること。
  - (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は第 2 項に規定する診療所
  - (2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する更生保護事業の用に供する施設
  - (3) 老人福祉法（昭和 38 年法律 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 94 条に規定する介護老人保健施設
- 3 基準第 3 項第 2 号に規定する「当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合」とは、次の各号の一に該当するもので、その必要性について、社会福祉施設担当部局で確認が得られたものであること。
  - (1) 通所又は当該施設からの通学時の安全確保に特に配慮を要する場合
  - (2) 施設の特性から安全を確保するため、静謐な環境を必要とする場合
  - (3) 運動場等を必要とする施設で市街化区域での用地確保が困難な場合
- 4 基準第 3 項第 3 号に該当する「当該申請地周辺の資源、環境等の活用が必要である場合」とは、次の各号の一に該当するもので、その効果について社会福祉施設担当部局で確認が得られたものであること。
  - (1) 当該申請地周辺の農林水産資源（農地・山林等、農林水産物及び当該生産者が有する技能等）又は温泉等の天然資源を活用する場合
  - (2) 当該申請地周辺のボランティア団体等の人的資源を活用する場合
  - (3) 当該申請地周辺の優れた自然環境を活用する場合